

北極圏国における入国制限措置の現況

国立極地研究所
国際北極環境研究センター作成
更新日：2022年1月7日
赤字：更新箇所

国

ノルウェー				最新情報の更新日	1月6日
入国可否	日本国パスポート所持者は入国可	入国前の陰性証明提示	要（入国前24時間以内）	入国前の手続き	登録フォームへ入力
入国後の検査	入国時および入国から3日後	入国後の隔離	原則10日（受検により短縮可）	日本のワクチン接種証明書の有効性	無効
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	14日＝検疫所が確保する宿泊施設6日＋自宅等8日（1月6日時点）		

入国制限および検疫措置の詳細

【外務省海外安全HP大使館からの安全情報11月27日更新】<<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=123423>>

1 日本からノルウェーに入国する場合の検疫措置

日本からノルウェーへ入国する場合は、以下(1)から(4)の検疫義務が課されます。なお、日本のワクチン接種証明は、現在(11月26日時点)、ノルウェーでは使用できませんが、QRコード付きのノルウェーのコロナ証明書及びEUの新型コロナウイルス証明制度に連携した証明書の所持者は(2)から(4)が免除されます((1)は免除されません)。

(1)ノルウェー入国前登録:<<https://reg.entrynorway.no/?lang=en>> (但し16歳未満は免除)

(2)ノルウェー入国前24時間以内に受検した陰性証明書の提示(但し18歳未満は免除)

(3)ノルウェー入国時の検査(費用は無料)

(4)ノルウェー入国後の自己隔離(原則10日間。ただし、入国から3日後の検査で陰性となれば自己隔離を解除することも可能。18歳未満の者については、自己隔離措置はないが、入国3日後の検査が推奨される。)

(5)その他、詳細は以下のウェブサイトでご確認ください。

○ノルウェー政府発表（11月19日付）<<https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/new-measures-to-apply-to-entry-into-norway/id2888683/>>

○ノルウェー保健当局ポータルサイト(helsenorge)（11月26日付）<<https://www.helsenorge.no/en/coronavirus/international-travels/#Travel-registration-form>>

2 日本国パスポート所持者への入国制限

ノルウェー入管法においてノルウェーに入国する権利を有する者は、ノルウェーへの入国が認められるようになりました。ノルウェー側のビザが免除される場合の詳細確認が必要な場合は、駐日ノルウェー大使館やノルウェー移民局（UDI）へご照会ください。

○駐日ノルウェー大使館（ビザに関するFAQ）<<https://www.norway.no/ja/japan/services-info/visitors-visa-res-permit/faq/faq22/>>

○ノルウェー移民局（UDI）<<https://www.udi.no/en>>

【外務省海外安全HP大使館からの安全情報12月3日更新】<<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=123848>>

ノルウェー入国時の検査要件の強化

(1)12月3日（金）午前0時から、ノルウェーに到着する全ての者は、ワクチン接種の有無を問わず、原則ノルウェー入国に際して検査を受ける必要がある。

(2)ノルウェー保健局及び公衆保健研究所（FHI）の勧告に沿って、ノルウェーに入国するすべての者が検査を受けるよう、国内規制が改正された。国境検問所に検査所がある場合は、そこで検査を行い、検査所がない場合は到着から24時間以内に検査を受ける必要がある。後者の場合、公共の検査所で抗原簡易検査を受けるか、セルフテストで抗原簡易検査を実施するかを選択できる。抗原簡易検査が陽性の場合、公共の検査所における受検がセルフテストによる受検に拘わらず、できるだけ早く、遅くとも24時間以内にPCR検査を受けることが義務づけられる。これは、ワクチン接種完了者及びCovid-19罹患者にも適用される。12歳以上の入国者は、接触の回避ができない公共の場において、検査結果が陰性と判明するまでマスクを着用しなければならせない。

(3)このプレスリリースの詳細は下記でご確認ください。

<<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/alle-som-kommer-til-norge-ma-teste-seg-etter-ankomst/id2890574/>>

【外務省海外安全HP大使館からの安全情報12月24日更新】<<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=125185>>

検疫措置対象国（地域）の変更（色分けの変更）（12月24日付）

(1)毎週金曜日に発表されているノルウェー入国に際する検疫措置対象国(地域)に関する情報の更新は、クリスマス・年末年始休暇中は実施されないとのことです。

(2)このため、12月17日に発表された以下の各国・地域の色分けが当分の間適用されます。なお、日本からの入国に関しては、(参考3)「ライトグレー(その他の国(地域))」をご参照ください。また、北欧各国は地域毎に色分けがされているため、詳細は(参考1)及び(参考2)でご確認ください。

○「緑」：なし

○「オレンジ」：ルーマニア

○「赤」：ブルガリア、アイスランド、イタリア、ラトビア、マルタ、サンマリノ、スペイン、バチカン

○「濃い赤」：アンドラ、ベルギー、エストニア、フランス、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、キプロス、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、イギリス、スイス、チェコ、ドイツ、ハンガリー、オーストリア

(参考1)12月17日発表の詳細は、以下のプレスリリースをご参照ください。

検疫措置対象国(地域)の変更(12月17日付)

<<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/enderinger-i-innreiseregler-for-land-og-omrader10/id2892735/>>

(参考2)FHIの感染状況基準を満たす国及び地域(各国・地域の色分け)の最新情報は以下のFHIホームページの地図をご参照ください。

<<https://www.fhi.no/en/op/novel-coronavirus-facts-advice/facts-and-general-advice/entry-quarantine-travel-covid19/>>

(参考3)色毎の検疫措置の基準・概要等は、以下を参照ください。なお、日本は「ライトグレー(その他の国(地域))」に分類されています。

https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00551.html

※研究目的でスバル諸島ニールスンへ渡航する方に対し、渡航目的が明記された在職証明書およびサポートレター（通常はノルウェー極地研究所発行）を必要とする要件については、ノルウェー移民局およびニールスン基地サイトの制限情報から削除されました。

アイスランド				最新情報の更新日	1月6日
入国可否	ワクチン接種者等を除き原則禁止	入国前の陰性証明提示	要（出国前72時間以内）	入国前の手続き	登録フォームへ入力
入国後の検査	入国時および入国から5日後	入国後の隔離	5日後の検査で陰性が判明するまで	日本のワクチン接種証明書の有効性	有効
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	14日＝検疫所が確保する宿泊施設3日＋自宅等11日（1月6日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【在アイスランド日本国大使館7月19日更新】<https://www.is.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona20210719.html> アイスランド政府は19日、ワクチン接種済みであっても、すべての旅行者に対しフライト出発前72時間以内に実施したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書の提出を、27日から義務付けると発表しました。 詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。 アイスランド政府<https://www.government.is/news/article/2021/07/19/COVID-19-test-certificate-required-before-departure-for-vaccinated-travellers/> 【アイスランド政府9月29日情報】<https://www.government.is/diplomatic-missions/embassy-article/2021/09/29/COVID-19-The-rules-about-restrictions-at-the-border-will-be-changing-as-of-1-October/> 10月1日現在の国境制限 アイスランドと関係のある旅客は、COVID-19の陰性証明を国境で提示する必要がなくなる。しかし、ワクチン接種状況に関わらず、到着したら受検する必要がある。アイスランドと関係のないワクチン接種済みの旅客は、到着時の受検の代わりに72時間以内に受検したCOVID-19の陰性証明を提示する必要がある。もし、ワクチン未接種である場合は5日間の隔離の間に2回受検する必要がある。ワクチン完全接種者は感染歴証明書を持つ者と同じ規則が適用される。全ての渡航者は指定サイト（https://visit.covid.is/）で事前登録する必要がある。 【外務省海外安全HP（アイスランド）1日5日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Iceland2> 以下の者を除き、日本からの必要不可欠でない渡航（※）は原則禁止する。 ア 有効なワクチン接種証明書（※2）又は新型コロナウイルス感染歴証明書の所持者 イ アイスランド、EEA/EFTA、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン、英国居住者及びその家族 ウ アイスランド居住者と交際関係にある者 ※「必要不可欠な渡航」の詳細については以下HP参照。 <https://www.logreglan.is/english/regarding-travel-restrictions-to-iceland-as-a-result-of-covid-19/> 【外務省海外安全HP（アイスランド）1日5日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Iceland2> 全渡航者に対して、渡航前の指定サイト（https://visit.covid.is/）での事前登録に加え、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書（※1）の提示、空港でのPCR検査及び入国から5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書（※2）又は感染歴証明書を所持する者について、入国から5日後の再検査及び2回目の検査までの自己隔離は措置の適用外となる。 ※1 氏名、生年月日、検査日及び証明書の発行日、検査が行われた場所の住所、証明書の発行元の機関名及び電話番号、検査の種類（PCR検査又は抗体検査（ELISA/serologic assay））並びに検査結果が英語、アイスランド語、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語のいずれかで記載されている必要がある。また、2回目のワクチン接種日から2週間経過している必要がある。 ※2 詳細は<https://www.landlaeknir.is/um-embattid/greinar/grein/item44162/Certificate-of-vaccination-against-COVID-19-accepted-at-the-border>を参照。					

スウェーデン				最新情報の更新日	1月6日
入国可否	原則禁止	入国前の陰性証明提示	要（入国前48時間以内）	入国前の手続き	なし
入国後の検査	入国後のPCR検査を勧告	入国後の隔離	なし	日本のワクチン接種証明書の有効性	無効
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	14日＝検疫所が確保する宿泊施設6日＋自宅等8日（1月6日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報11月1日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=122449> 1 スウェーデンへの一時的入国禁止措置の延長等 （1）スウェーデン政府は、10月31日までを期限として、海外からの渡航者の一時的入国禁止措置を実施していましたが、同措置の期限が延長されます。日本からスウェーデンへの入国に関しては、入国禁止措置の免除事由（例：スウェーデン国籍保持者、EUワクチン接種証明書所持者、スウェーデン居住許可保持者、特に緊急な入国の必要性が認められる者、スウェーデンにおいて必須の機能を果たす者等）がない場合は、一時的入国禁止措置の対象となります。一時的入国禁止措置の免除事由がある場合も、入国に当たっては、EUワクチン接種証明書若しくは同等のワクチン証明書発行国と認められる国で発行されたワクチン接種証明書又は入国前72時間以内のPCR検査の陰性証明書の提示が必要です。現在のところ、日本を含むEEA諸国（※）外の国からの入国禁止措置は2022年1月31日まで適用されることとなっています。 なお、日本からスウェーデンにEEA諸国又は北欧諸国を経由して渡航する場合、当該国における入国審査を通過した場合は、当該国に対するスウェーデンの規制が適用されます。 （※）本文脈では、EEA諸国のほか、スイス、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカンが含まれます。 （2）スウェーデン公衆衛生庁は、症状の有無にかかわらず、免除の対象となる者を除き、海外から入国した者に対し、入国後のPCR検査を勧告しています。スウェーデン入国の2週間前までに、日本においてワクチン接種が完了している場合には、同勧告の適用は免除されます。 詳細は、下記のスウェーデン政府プレスリリースの他、スウェーデン警察公式サイト等をご確認ください。 ●11月1日からの入国規制（スウェーデン政府プレスリリース（英語））<https://www.government.se/press-releases/2021/10/extended-ban-on-entry-to-sweden-and-exemptions-for-fully-vaccinated-travellers-from-us-and-other-countries/> 【外務省海外安全HP大使館からの安全情報12月23日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=125094> スウェーデン政府は、12月28日から、スウェーデンに居住していない12歳を超える外国籍の渡航者がスウェーデンに入国する場合に、どこから入国する場合であっても、入国前48時間以内に採取された検体による検査結果証明書（陰性のもの）の提示を求めることを公表しました。本メール発出時点で詳細は判明していませんが、スウェーデン政府やスウェーデン警察の公式サイトで最新の情報をご確認ください。 ●スウェーデン警察公式サイト ○入国規制（英語）<https://polisen.se/en/the-swedish-police/the-coronavirus-and-the-swedish-police/travel-to-and-from-sweden/> ○入国規制に関するQ&A（英語）<https://polisen.se/en/the-swedish-police/the-coronavirus-and-the-swedish-police/faq/> 【外務省海外安全HP（スウェーデン）1月5日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Sweden1> EUのデジタル証明書を所持している渡航者以外、原則として日本からの入国を禁止する。 【外務省海外安全HP（スウェーデン）1月5日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Sweden2> 免除事由があり日本から例外的に入国する場合、入国に当たって、EUワクチン接種証明書若しくは同等のワクチン接種証明書発行国と認められる国（日本は認められていない）で発行されたワクチン接種証明書又は入国前72時間以内のPCR検査の陰性証明書（注）の提示が必要。 なお、日本からスウェーデンにEEA諸国又は北欧諸国を経由して渡航する場合、当該国における入国審査を通過すれば、当該国に対するスウェーデンの規制が適用される。 スウェーデン政府は、症状の有無にかかわらず、海外から入国した者に対し、入国後のPCR検査を勧告している。ただし、スウェーデン入国の2週間前までに、日本においてワクチン接種が完了している者については、同勧告の対象とならない。 （注）陰性証明書の要件は以下のとおり。 ・PCR検査、抗原検査、LAMP検査のいずれかであること ・被験者の氏名、検体を採取した日時、実施した検査の種類、検査結果、証明書の発行者が記載されていること ・スウェーデン語、英語、語又はデンマーク語で明確に記載されていること					

フィンランド				最新情報の更新日	1月6日
入国可否	ワクチン接種者等を除き原則禁止	入国前の陰性証明提示	要（入国前48時間以内）	入国前の手続き	ワクチン接種者はなし
入国後の検査	ワクチン接種者はなし	入国後の隔離	必要書類を提示できない場合は隔離	日本のワクチン接種証明書の有効性	有効
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	14日＝検疫所が確保する宿泊施設3日＋自宅等11日（1月6日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報12月18日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=124841> フィンランド政府は、2021年12月21日以降、EU及びシェンゲン域外から入国する者に対して、COVID-19ワクチン接種済み証明書を所持している場合であっても、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査の検査証明書の提示を求めることを発表しました。この措置は2022年1月16日まで実施されます。 詳細は以下のフィンランド国境警備隊ホームページに掲載されていますので御確認ください。 <https://raja.fi/en/guidelines-for-border-traffic-during-pandemic> 1 ワクチン接種証明書所持者のEU及びシェンゲン域外からの入国 ・ワクチン接種証明書を所持し、ワクチンの最終接種日から7日以上経過している者（新型コロナウイルスに罹患・回復し、その後ワクチンを1回接種し、その証明書を所持している者も接種済みとみなす。）は入国可能。 ・入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査による検査証明書を提示する必要がある。 ・フィンランド人、フィンランドの永住許可を持つ者又は必要な理由（上記ホームページの項目3-2「Essential reason」参照）で入国する者は検査証明書の提示義務を適用しない。 ・上記ワクチン接種証明書所持者に同行する2006年以降に生まれた者は入国可能。 2 ワクチン接種証明書不所持者のEU及びシェンゲン域外からの入国 ・入国規制措置が解除されているEU及びシェンゲン域外の国（日本は含まれていない。）から直接入国する者は入国可能。 ・ただし、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査による検査証明書を提示する必要がある。 ・入国規制措置が解除されていないEU及びシェンゲン域外の国（日本が含まれる。）から入国する場合、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査による検査証明書を提示する必要があるほか、国境警備隊が定める入国理由（上記ホームページの項目3-2参照）が必要。入国理由の正当性はケースバイケースで国境警備隊が判断する。 ・フィンランド人、フィンランドの永住許可を持つ者又は必要な理由（上記ホームページの項目3-2「Essential reason」参照）で入国する者は検査証明書の提示義務を適用しない。 【外務省海外安全HP（フィンランド）1月5日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Finland1> 日本からの入国を原則禁止する。ただし、有効なワクチン接種証明書（※）を所持する者、EU加盟国・シェンゲン域内国居住者、医療従事者、国際機関従事者、貨物輸送業従事者、その他人道的配慮を要する者等については入国を許可する。 ※ フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。 【外務省海外安全HP（フィンランド）12月21日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Finland2> ア 日本からの入国に際しては、原則として、有効なワクチン接種証明書（※）を所持している必要がある。 イ 以下のいずれかを提示する場合、入国時及び入国後の検査並びに自己隔離の義務を免除する。 （ア）有効なワクチン接種証明書（2回で有効とされるワクチンについては2回の接種が必要。）（※） （イ）過去6か月以内の新型コロナウイルス感染歴証明書 ウ 以下のいずれかを提示する場合、入国時の検査は免除されるが、入国後3～5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 （ア）2回接種を要する有効なワクチンの1回目の接種が、入国の14日前までに完了していることを示す証明書 （イ）入国前72時間以内の陰性証明書 エ 以上のいずれの書類も提示できない者は、入国時及び入国後3～5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 ※ フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。					

デンマーク				最新情報の更新日	1月6日
入国可否	ワクチン接種者等を除き原則禁止	入国前の陰性証明提示	要（PCR検査は入国72時間以内、クイック検査は入国48時間以内に検査）	入国前の手続き	ワクチン接種者はなし
入国後の検査	ワクチン接種者はなし	入国後の隔離	ワクチン接種者はなし	日本のワクチン接種証明書の有効性	有効
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	14日＝検疫所が確保する宿泊施設6日＋自宅等8日（1月6日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報10月14日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=121260> 1 渡航規制（渡航勧告及び入国制限）の正常・簡素化 10月13日、デンマーク外務省は、渡航規制（渡航勧告及び入国制限）の正常・簡素化に関する政党間合意について発表しました。渡航勧告は10月15日から、デンマークへの入国制限の緩和は10月25日から適用されます。これにより、10月25日以降、日本からデンマークに渡航する場合、ワクチンを接種していない方は、引き続き入国後の検査や隔離を求められますが、これまで求められていた承認に値する入国目的や入国前72時間のPCR検査の陰性結果は不要になるとされています。有効なワクチン接種証明書をお持ちの方は、引き続き検査や隔離などの入国制限は課されないとしています。概要は以下のとおりです。 （デンマーク外務省・プレスリリース）<https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsId=32C88BAF-0C33-4363-AEB7-C0F2B102DB2E> （1）渡航勧告（デンマークから海外向け・10月15日から適用） ●デンマーク外務省の渡航勧告は、当該国におけるCOVID-19の感染状況ではなく、テロ、戦争、情勢不安等、旅行者にとっての安全要素で色分けされるように正常化される。 ●多くの国において、依然としてCOVID-19の制限が存在する。そのため、デンマーク人旅行者は、今後は、渡航勧告上の安全レベル及び大使館のCOVID-19のウェブページに掲載されている目的地の入国規則を参照する必要がある。 ●ワクチンを接種していない旅行者は、デンマーク帰国後に適用される検査及び隔離要件に関する制限について、<coronasmitte.dk> で確認することが可能。 ●ワクチンを接種していない者は、ワクチンを接種していなければ入国できない国があるため要注意。 （2）入国制限（外国からデンマーク向け・10月25日から適用） ●EUおよびシェンゲン協定加盟国においては、ワクチン接種完了者、過去に感染した者、陰性結果を有する者は、制限なくデンマークに入国可能となる。その他の者は、デンマーク入国後24時間以内に検査を受ける必要がある。この要件は、デンマーク国籍またはデンマークの永住権を持つ者がデンマークに入国する際にも適用される。 ●全世界において、承認に値する入国目的の要件及び入国前の検査義務が撤廃される。 ●警察によるCOVID-19関連の国境コントロールは終了する。 ●OECD加盟国（日本が該当）、デンマークが（入国を）開放しているEUが発出したポジティブリストの国、EUのコロナ・パスポート制度と引き続き連結している国からのワクチン接種完了者（有効なワクチン接種証明書所持者）は、検査や隔離の必要なくデンマークに入国可能。 ●デンマークが（入国を）開放しているEUが発出したポジティブリストの国から入国するワクチン未接種者は、入国後に検査が必要。 ●その他の国からの旅行者（ワクチン未接種者）は、入国後に検査を受け、隔離する必要がある。 ●クルーズ観光においては、乗船前のコロナバスの要件の他、船内での感染発生に備えてデンマーク上陸前の検査要件が適用される。 日本の各自治体が発行するワクチン接種証明書はデンマークで有効とされていますが、以下の要件に合致している必要があります。 ●氏名、生年月日、ワクチンの種類、ワクチンの接種日が証明書に記載されていること ●欧州医薬品庁（EMA）に認められているワクチン（ファイザー、モデルナ、アストラゼナカ及びジョンソン＆ジョンソン）を接種していること ●ワクチン接種後14日間（2回接種が必要なワクチンは2回目接種から14日間）経過していること ●ワクチンを完全接種後12ヶ月経過していないこと 【外務省海外安全HP大使館からの安全情報12月24日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=125172> 1 デンマーク入国時の陰性証明の取得義務について デンマーク保健省は、12月27日から、デンマークに居住していない全ての入国者はデンマークへの入国前にCOVID-19検査を受けなければならないという要件を導入する旨発表しました。デンマークに居住する方は、デンマークに入国する前に海外で検査を受けるか、入国後24時間以内に検査を受けるか選択可能とのことです。概要は以下のとおりです。 （保健省プレスリリース）<https://sum.dk/nyheder/2021/december/der-indfoeres-midlertidigt-testkrav-forud-for-indrejse> （コロナポータル 英語）<https://en.coronasmitte.dk/travel-rules/covidtravelrules> ●デンマーク政府は2021年12月27日から、デンマークに居住していない全ての入国者はデンマークへの入国前にCOVID-19検査を受けなければならないという要件を導入する。デンマークに住所を有する入国者は、入国後24時間以内に検査を受けなければならない。また、特定の空港からデンマークへの入国時検査の要件は廃止される。 ●入国規則はさらに厳しくなり、2021年12月27日以降、デンマークに旅行するすべての人は、PCR検査であれば入国の72時間以内、クイック検査であれば入国の48時間以内に検査をする必要がある。この要件は、ワクチン接種を受けた人にも適用されるが、感染経歴のある人には適用されない。デンマークに居住する人は、デンマークに入国する前に海外で検査を受けるか、入国後24時間以内に検査を受けるかを選択可能。 ●措置は、2021年12月27日月曜日の夜の0時に発効し、2022年1月17日までの3週間継続される。 ●本措置は、次の者に対しては例外として適用されない。子供、国境地域に居住する人、スウェーデンに滞在せずにボーンホルムからスウェーデン経由で入国する人、商品を輸送する目的で入国する人、およびデンマークで乗り換え（トランジット）をする人、入国から24時間以内に出発する人（例：デンマークをハブとして利用しているスウェーデン航空会社の飛行機を利用する旅行者）。 ※全ての例外は以下を参照<https://coronasmitte.dk/raad-og-regler/emner/rejser-til-eller-via-danmark/krav-om-test-og-isolation-ved-indrejse> ●要件を満たしていない場合、初めての場合は3、500デンマーククローネの罰金が科せられる。 ●この新たな一般的な検査要件が発効すると同時に、ドーハ（DOH）とイスタンブール空港（IST）のハマド国際空港という特定の空港からデンマークの空港に到着した人への検査要件は廃止される 【外務省海外安全HP（デンマーク）1月5日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhstory_world.html#Denmark1> 以下の場合を除き、日本からの必要不可欠でない渡航（※1）は禁止する。 ア ワクチン接種証明書の所持者 イ デンマークにおける居住許可証を有する者 ※1 「必要不可欠な渡航」の詳細については以下HP参照。 <https://en.coronasmitte.dk/rules-and-regulations/entry-into-denmark/foreigners-resident-abroad> 【外務省海外安全HP（デンマーク）1月5日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhstory_world.html#Denmark2> 日本からの渡航者のうち、デンマークに居住する者、有効なワクチン接種証明書を保持する者又は新型コロナウイルス感染歴証明書を保持する者以外に対して、入国時に入国前72時間以内に受検したPCR検査陰性証明書又は入国前48時間以内に受検した抗原検査陰性証明書の提示を求める。また、入国時に空港内で無料の検査を受検することに加えて、原則10日間の自己隔離を要請する。					

ロシア				最新情報の更新日	1月6日
入国可否	定期便で入国する場合は可能	入国前の陰性証明提示	要（入国前48時間以内）	入国前の手続き	なし
入国後の検査	無作為抽出による検査	入国後の隔離	ビジネス出張者等は実施義務なし	日本のワクチン接種証明書の有効性	証明証を求めない
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	14日＝検疫所が確保する宿泊施設3日＋自宅等11日（1月6日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【在ロシア日本国大使館4月23日更新】<https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20210423.html> 1. ロシア当局は、4月16日から日本を含む次の29カ国との間の往来について制限を緩和し、それらの国の国籍者が、往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する場合には入国を認めることとなりました。これにより、日本国籍者のロシア入国にあたっては、従来の直行便だけでなく、これらの国の経由便も利用できることとなります。また、ロシアからこれらの国を直接往復することも可能となります。 （4月22日時点での定期便再開国） アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルメニア、インド、ウズベキスタン、英国、エジプト、エチオピア、カザフスタン、カタール、韓国、キルギス、ギリシャ、キューバ、シリア、シンガポール、スイス、スリランカ、セイシェル、セルビア、タジキスタン、タンザニア、ドイツ、トルコ、日本、フィンランド、ベネズエラ、ベトナム、モルディブ 2. ただし、上記1の国のうち、次の国との間では、現在、現地の感染状況の悪化により、定期便の一時停止など、往来が制限されています。それぞれの国の感染状況によっては緩和策の中止や検疫の強化などが急に導入されることがあります。ロシアへの再入国用ビザの取得可否の確認も含め、渡航にあたっては十分にご注意ください。 ・英国 6月1日まで定期便は一時的に停止 ・トルコ 6月1日まで一部を除き定期便は一時的に停止 ・タンザニア 6月1日まで定期便は一時的に停止 3. ロシア入国後の検疫手続きや自己隔離措置については引き続き維持されます。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されますので、空港係官の指示があったら、それに従ってください。 ・継続される検疫措置 - ロシア入国前3日以内に受検した英文又は露文陰性証明書の提示 - 労働許可を受けた外国人労働者（HQSを含む）とその家族の入国後14日間の自己隔離実施（注：ビジネス出張者、旅行者などは自己隔離の実施義務なし） ・新たな検疫措置 - 外国から到着した外国人に対する無作為抽出による検査 【在ロシア日本国大使館12月8日更新】<https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20211208.html> ●12月8日から、外国人のロシア入国に際し提示が義務付けられているPCR検査の陰性証明書につき、これまでの「入国前3日(72時間)以内」から「入国前2日(48時間)以内」に短縮されます。 ●政令では「到着前3日以内」が「到着前2日以内」に変更となりましたが、これまでも「3日」を「72時間」として運用が行われてきており、今回の「2日」についても「48時間」という運用になるものと思われます。 1. 12月7日、ロシア当局は、外国人に対して義務付けられた「ロシアへの到着直前3日(72時間)以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書（ロシア語又は英語のもの）の提示」を「ロシアへの到着直前2日(48時間)以内に受けたPCR検査の結果」に短縮することを決定しました。この政令は12月8日から施行されます。 2. つきましては、今後のロシアへの渡航に際しましては、搭乗便のロシア到着前48時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書（英文又は露語）を提示することが求められますので、ご留意願います。					

カナダ				最新情報の更新日	1月6日
入国可否	ワクチン接種者は入国可能	入国前の陰性証明提示	要（搭乗前72時間以内）	入国前の手続き	接種証明の登録
入国後の検査	到着時の検査が予定されている	入国後の隔離	無作為抽出による隔離	日本のワクチン接種証明書の有効性	有効
日本帰国前の検査	有効	日本帰国後の隔離	指定州からの帰国は14日＝検疫所が確保する宿泊施設3日＋自宅等11日（1月6日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【在カナダ日本国大使館12月3日更新】< https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus-info-JP-2.html > カナダにおけるB.1.1.529系統の変異株（オミクロン株）に伴う措置 11月30日にカナダ公衆衛生庁が発表した項目において、以下については日加間の航空機による移動にも影響が生じます。本措置の導入時期等についてはカナダ政府より発表される予定。 ・近日中に、米国以外の出発地から航空機到着するワクチン接種を完了した旅行者は、到着時の検査を受けることとなります。ワクチン接種を完了した旅行者は、到着時の検査結果を待つ間、隔離（quarantine）が求められます。 ・カナダ入国権を持ち、ワクチン接種を完了していない旅行者は、引き続き到着時と8日目に検査を受け、14日間の隔離が必要です。ただし、航空機で入国する場合は、到着時の検査の結果を待つ間、指定された隔離施設またはその他の適切な場所に滞在することが求められます。 （カナダ公衆衛生庁発表）< https://www.ca.emb-japan.go.jp/2021_shared_images/20211130.pdf > 入国対象者 カナダに入国する新型コロナウイルスワクチン接種を完了した渡航者は、不可欠でない（non-essential）目的であっても入国が可能です。入国時には、ワクチン接種証明、「ArriveCan」の登録及び陰性証明書（5歳以上の者が空路で入国する場合、搭乗前72時間以内に取得したもの）の携行が必要となります。 入国日の14日前までにカナダ連邦政府承認済みのワクチン接種を完了している場合、接種証明を「ArriveCan」で登録し、入国の際に書面または電子データで提示することで、疑わしい症状がない限りにおいて、入国1日目の検査対象として無作為抽出されなければ、入国1日目、8日目の検査及び14日間の自主隔離は免除されます。ただし、入国時に接種証明の要件が満たされていない、または疑わしい症状がみられると判断される場合にはこれらの免除措置は適用されないため、自主隔離計画の事前登録は行っておく必要があります。 COVID-19 Vaccinated travellers entering Canada（カナダ連邦政府ホームページ）< https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada#determine-fully > ArriveCAN-Canda（カナダ連邦政府ホームページ）< https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html > また、現在のところカナダ入国の可否については、入国目的他、ワクチン接種状況等も考慮されています。以下のページにてご自身がカナダ入国可能であるかの確認ができるようになっていきますのでご参照ください。 Find out if you can enter Canada（カナダ連邦政府ホームページ）< https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/wizard-start > ワクチン接種義務 2021年10月30日付けで、カナダの空港から出発する航空機、VIA 鉄道及びロッキーマウンテン鉄道、クルーズ船の 12 オ以上の乗客についても、搭乗のためにワクチン接種を義務付けられます。 2021年10月30日～11月29日の短期の移行期間中は、旅行者は、新型コロナウイルス分子検査の有効な結果を提示すれば搭乗・乗車が可能です。 2021年11月30日以降は、新型コロナウイルス分子検査の結果は、ワクチン接種の代替としては認められません。旅行者は、ワクチン接種プロセスに着手していない場合、またはすぐには着手しない場合には、11月30日以降は旅行できないこととなります。非常に限定された例外措置が設けられることとなりますが、追加情報は今後数週間のうちに提供される予定です。 加えて、通常はカナダ国外に居住する外国人であって、同年10月30日以前にカナダに入国したワクチン未接種の者については、移行措置が設けられる予定であり、これらの者は、2022年2月28日までは、旅行時に新型コロナウイルス分子検査の有効な結果を提示すれば、カナダを出国する目的で航空機に搭乗することが可能です。なお、カナダ連邦政府は11月19日付けで本件について、「カナダの国境・旅行措置の調整」として情報を更新しました。 ○カナダ連邦政府による発表（10月6日）< https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/10/mandatory-covid-19-vaccination-requirements-for-federally-regulated-transportation-employees-and-travellers.html > ○カナダ連邦政府による追加情報（10月29日）< https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/10/government-of-canada-provides-further-details-on-new-vaccine-requirements.html > ○「カナダの国境・旅行措置の調整」（11月19日）< https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/adjustments-to-canadas-border-and-travel-measures.html > 【外務省海外安全HP（カナダ） 1月5日確認】< https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Canada2 > ア 2021年9月7日以降に入国する新型コロナウイルスワクチン接種を完了した渡航者は、必要不可欠ではない（non-essential）目的であっても入国が可能。入国時には、ワクチン接種証明（以下詳細）、『ArriveCan』の受領証及び陰性証明書（5歳以上の者が空路で入国する場合、搭乗前72時間以内に取得したもの）の携行が必要。 入国日から14日前までにカナダ政府承認済みのワクチンの接種を完了している場合（※1）、接種証明を『ArriveCan』で登録し（※2）、入国の際に書面または電子データで提示することで（※3）、疑わしい症状がない限りにおいて、入国1日目の検査対象として無作為抽出されなければ、入国1日目及び8日目の検査並びに14日間の自主隔離が免除される。 ただし、入国時に接種証明の要件が満たされていない、又は疑わしい症状がみられると判断される場合にはこれらの免除措置は適用されないため、自主隔離計画の事前登録（※4）は引き続き行っておく必要がある。 ※1 カナダ政府が承認したワクチン一覧は以下ウェブページで参照可能。< https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada#determine-fully > ※2 『ArriveCan』のリンクは右記のとおり。< https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/splash-arrivecan.html > ※3 接種証明には以下内容が全て登録されている必要がある（QRコードのみは不可）。 ・名前・接種機関・1回目の接種を受けた日付、国、ワクチンの種類・2回目の接種（同上、2回要接種のワクチンの場合） ・接種機関が作成した接種記録書の画像又はPDFファイル（英語又は仏語のみ可。接種記録書が他言語で作成された場合には、公証を得た英語又は仏語への翻訳版を登録することが必要） ※4 『ArriveCan』で登録可能。 イ カナダ政府承認済みのワクチン接種（上記※1）を入国14日前までに完了していない者は必要不可欠な目的に限って入国が認められるが、入国1日目及び8日目の検査を受けるとともに、入国後14日間隔離を行うことが必要。 必要不可欠な目的として挙げられている主なものは以下のとおり（※5）。入国目的によっては部分的に自己隔離義務が免除される場合がある（※6）。 ※5 入国が認められる可能性があるかどうかについては、以下のウェブサイトで参照可能。< https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/wizard-start > ※6 検疫及び隔離に関する要件及びその免除については、以下のウェブサイトで参照可能。< https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/exemptions >					

米国				最新情報の更新日	1月6日
入国可否	ワクチン接種者は入国可能	入国前の陰性証明提示	要（出発前1日以内）	入国前の手続き	航空会社へ連絡先等の情報提供
入国後の検査	ワクチン接種者はなし	入国後の隔離	ワクチン接種者への義務はなし	日本のワクチン接種証明書の有効性	有効
日本帰国前の検査	有効	日本帰国後の隔離	14日＝検疫所が確保する宿泊施設3日＋自宅等11日 指定州からの帰国は宿泊施設6日＋自宅等8日（1月6日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【ESTAオンラインセンター 1月6日確認 】< https://esta-center.com/news/detail/990100.html > 重要なお知らせ 1. アメリカ渡航の新型コロナウイルス検査は「出発前1日以内」に 現地時間12月6日より、新型コロナウイルス検査による陰性証明書の検査日に関するルールは、これまでの「出発前3日以内」から「出発前1日以内」となりましたのでご注意ください。 2. アメリカ渡航は「ワクチン接種完了証明書」と「陰性証明書」の取得が必須に アメリカ政府が策定した新たな入国制限により、国外からアメリカへ渡航する18歳以上の方は、ワクチン接種完了が義務付けられました。航空機へ搭乗する際は英語で記載された以下の証明書の提示が求められますので携行をお願いします。 ・ワクチン接種完了証明書(海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書) ・出発前1日以内に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書 また、アメリカ滞在時の連絡先に関する情報提供も求められ、渡航前に各航空会社へ提出する必要があります。新たな入国条件に関する詳細は「アメリカ政府が新たな入国制限の詳細を発表 11月8日より施行」< https://esta-center.com/news/detail/023600.html >をご確認ください。					
米国渡航を検討される方へ 新型コロナウイルス感染拡大による検疫体制の強化に伴い、米国政府は2020年3月より入国条件の変更や制限措置などを施行しています。現地時間の 2022年1月4日 現在、CDC(アメリカ疾病予防管理センター)は日本の感染警戒基準をレベル3「感染リスクの高い地域」に指定。アメリカと日本を往来する渡航者に対し、引き続き警戒を呼び掛けています。アメリカ政府はESTA(エスタ)による渡航を認めていますが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められます。ワクチン接種の有無を問わず、大半の州は屋内でのマスク着用を要請しています。また、集会や外出について厳しい措置を講じている州や地域がありますので、渡航を予定している方は事前に確認をお願いします。					
入国に関する注意事項 アメリカ入国の新型コロナウイルス検査は「出発前1日以内」に 新型コロナウイルス変異種に対する防疫措置として、2021年1月26日より国外から空路でアメリカへ入国する全ての方は、PCR検査による陰性証明書の提示が義務付けられました。出発前1日以内にPCR検査を行い、英語表記による陰性証明書の取得をお願いします。過去3か月以内に新型コロナウイルスに罹患し快復した方は、渡航に支障がないことを示す医師による診断書が陰性証明書の代用として認められます。また、2021年11月8日より国外からアメリカへ渡航する18歳以上の方は、ワクチン接種完了証明書も必須となりました。ワクチン接種が完了していない2歳から17歳の児童も、「出発前1日以内」に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書の提示が求められます。ワクチン未接種の児童を伴って渡航する際は、事前に航空会社へ渡航条件と必要書類の確認を推奨します。					
日本国籍の方の米国渡航 現地時間の 2022年1月5日 、米商務省は日本国内の感染状況を鑑みて、渡航警戒基準をレベル3(渡航の再検討を要請)としています。CDC(米国疾病予防管理センター)も日本をレベル3(感染リスクが高い地域)に指定し、往来する渡航者に対し警戒を呼び掛けています。日本を含む国外から入国する18歳以上の渡航者は、ワクチン接種完了証明書と、「出発前1日以内」に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書の提示が必須となりました。渡航の際はワクチン接種完了日から14日間以上の経過が求められますのでご注意ください。なお、特別な事情によりワクチン接種ができない方は渡航条件が異なります。当該の方は渡航前に航空会社への確認を推奨します。また、空港や航空機内、電車などの交通機関、公共の場ではマスク着用と社会的距離の保持が求められます。アメリカへ渡航する際は、滞在先で施行中の規制を事前に確認するようお願いします。					
【外務省海外安全HP（米国） 1月6日確認 】< https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history_world.html#UnitedStatesGuam2 > 米国時間2021年11月8日から、米国への入国（空路）に際しては、18歳以上の非移民である非米国市民に対し、ワクチン接種証明の提示が義務付けられる（一部免除あり。※）。また、2021年12月6日から、ワクチン接種の有無にかかわらず、2歳以上の全ての旅客に対し、米国への「出発前1日以内」に取得した）新型コロナウイルス検査の陰性証明書が求められる。上記に加え、全ての渡航者に「宣誓書」の提出が求められる。 ※免除が認められる者 以下の者は、「例外宣誓書」を航空会社へ提示することで免除される。 ●18歳未満の者 ●健康上、ワクチン接種が禁忌である者（医師の署名等が記載されたレターが必要。）等					
ワクチン接種証明の免除を受けて入国した場合、米国入国から3～5日後の検査、及び陰性であっても7日間の自己隔離の手配が必要（ただし、18歳未満の者については、ワクチン接種証明を保持する大人に同伴して入国する場合は、コロナ感染が疑われる症状が無い限り、隔離は不要。また、過去90日以内にコロナ陽性より回復したとの証明がある場合を除く。）。					
●CDC(米国疾病予防管理センター)発表、プレスリリース < https://www.cdc.gov/media/releases/2021/p1025-International-Travel-System.html > ●CDC(米国疾病予防管理センター)発表、命令文・宣誓書フォーマット等 < https://www.cdc.gov/quarantine/order-safe-travel.html > ●CDC、宣誓書フォーマット < https://www.cdc.gov/quarantine/pdf/combined-passenger-attestation-p.pdf >					

地域		最新情報の更新日
ノルウェー領 スバルバル諸島	【スバルバル知事11月11日更新】<https://www.sysselmesteren.no/en/news/2021/11/measures-against-covid-19-in-longyearbyen/> スバルバル、ロングイヤービンでの感染者発生に伴い、ソーシャル・ディスタンス、アルコールによる手指洗浄を奨励している。また、店舗で他人との距離を保てない場合はマスクの着用を推奨している。 【スバルバル知事12月3日更新】<https://www.sysselmesteren.no/en/news/2021/12/covid-test-when-you-travel-to-svalbard---updated-information/> スバルバルへ渡航する全ての人（ワクチン完全接種者を含め）は、スバルバルへ出発する前に迅速抗原検査の陰性結果を提示しなければならない。検査は出発前24時間を越えてはならず、セルフテストの陰性結果は無効である。 【スバルバル知事12月17日更新】<https://www.sysselmesteren.no/en/news/2021/12/requirement-for-rapid-covid-test-after-arrival-on-svalbard/> 12/19よりスバルバルに到着する者は、到着24時間以内に迅速抗原検査を受けなければならない。出発前の受検義務は継続される。 【スバルバル知事12月21日更新】<https://www.sysselmesteren.no/en/news/2021/12/distribution-of-self-tests-to-travelers-by-plane-to-svalbard/> 到着24時間以内の迅速抗原検査に使用するセルフテストは航空機離陸時に客室乗務員から配布される。宿泊地に到着したら、テストを実施のこと。	12月21日
グリーンランド	【Visit Greenland（グリーンランド渡航サイト）1月4日確認】<https://visitgreenland.com/corona-faq/> ワクチンの完全接種者のみグリーンランドへ渡航でき、12～17歳の子供にも適用される。グリーンランドの居住者、11歳以下の子供は免除される。デンマーク以外に居住する渡航者の入国は、デンマークの入国規則等により決定される。乗り継ぎの規則については、デンマーク渡航者向けサイト<https://en.coronasmitte.dk/travel-rules/covidtravelrules>を確認のこと。 全ての渡航者（2歳以上、渡航の14日から12週前にCOVID-19に感染したことがない者）は、グリーンランドへ出発する48時間前のPCR検査結果が陰性である必要がある。検査は北欧諸国、EU、EFTA、英国のいずれかの病院または診療所で実施しなければならない。 ワクチンを完全接種している場合は、グリーンランド到着時に検疫や再検査を求められない。グリーンランドでは、最後のワクチン接種から14日後に完全接種と見なす。	1月4日
米国アラスカ州	【アラスカ州政府】<https://covid19.alaska.gov/travelers/> ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者（完全接種）は、受検や自己検疫が求められない。6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。	-
共同利用施設		最新情報の更新日
ニーオルスン基地	【Nyalesund Research Station（ニーオルスン基地サイト）1月5日更新】<https://nyalesundresearch.no/covid-info/> 11月19日より、ニーオルスン発着の航空機内ではマスクを着用しなければならない。 ※研究目的でスバルバル諸島ニーオルスンへ渡航する方に対し、渡航目的が明記された在職証明書およびサポートレター（通常はノルウェー極地研究所発行）が必要とする要件については、ニーオルスン基地サイトの制限情報から削除されました。 【Kings Bay社】<https://kingsbay.no/covid19/> ニーオルスンへの渡航者に対する追加の制限はない。 Kings Bay社は村内でのソーシャル・ディスタンス、手指衛生、体調が悪い場合は家に滞在することを注意喚起している。	1月5日
スバルバル大学（UNIS） オフィス	【スバルバル大学12月16日確認】<https://www.unis.no/resources/hse/covid-19-measures-at-unis/> 12月3日、ノルウェー政府はスバルバルに新しい規制を導入し、スバルバルへ渡航する全ての人へスバルバルへ出発する前に迅速抗原検査の陰性結果を提示しなければならない。検査は出発前24時間を越えてはならず、セルフテストの陰性結果は無効である。 海外からノルウェーに到着した場合、感染者と接触したまたはワクチン接種済みである場合に適用される規制は、ノルウェー保健局のHPから確認できる。 The Norwegian Directorate of Health <https://www.helsedirektoratet.no/english/corona/english-quarantine-and-testing-in-norway-these-rules-apply-to-you> 1mのソーシャル・ディスタンスが推奨され、手指や咳の衛生を良くし、体調が悪い場合は家に滞在し検査を受けることが重要である。	12月16日

共同研究提携施設		最新情報の更新日
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター (IARC)	【アラスカ大学5月25日更新】< https://drive.google.com/file/d/1yL8l6Efw1zIDfSs_3wutJLu7XqDyM9/view > 大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報はフェアバンクス校特設ページ（ https://sites.google.com/alaska.edu/coronavirus/uaf ）を参照のこと。	5月25日
チェコ・スバボーダ基地 (ロングイービン)	【チェコ・スバボーダ基地6月1日更新】< https://www.prf.jcu.cz/en/cars/news/operating.html > 6月1日～8日に観測船Clioneによる海洋観測を実施。（Facebookに記載）一部を除き、6月初めより基地を再開。	6月1日
グリーンランド天然資源研究所 (GINR) 施設	【GINR施設】< https://natur.gl/?lang=en > 施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
カナダ極北研究ステーション (CHARS) 基地	【カナダ政府12月9日更新】< https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/charsusingcampus.html > Polar Knowledge Canadaは2022年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付けている。研究支援を依頼する者は、フォームへ記入し期限までに提出すること。 申請フォームは期限（2022年3月1日～6月30日の利用申請：2021年11月26日締切り、2022年7月1日～10月31日の利用申請：2022年2月18日締切り、2022年11月～2023年2月28日の利用申請：2022年8月26日締切り）までに提出する必要がある。	12月9日
ロシア スパスカヤパッド 観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
カナダ ラバル大学 北方研究センター (CEN)	【北方研究センター】< https://www.cen.ulaval.ca/en/index.php > 研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、右記サイトの連絡先までメールすること。	-

※「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は 止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。 渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

詳細：外務省海外安全ホームページ感染症危険情報 <https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html>

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日
日本郵便	EMS	1月7日時点で日本からニーオルスンへ発送できますが、輸送が遅延しています。海上輸送は貨物混雑のため、現地到着まで平常期に比べ3か月程度遅れる可能性があります。航空機の減便等により運送スペースの不足等が生じていることから、航空機への搭載に2〜3週間程度の期間を要します。 ※配達遅延・引受停止については、日本郵便HP (https://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/country.php?cid=147) からご確認ください。	1月7日
Posten	国際郵便	1月7日時点でニーオルスンから日本へ発送できますが、輸送が遅延しています。 【Posten12月24日更新】航空機欠航の影響により、いくつかの国への発送ができない。また、輸送の遅延が予想される。 ※発送停止の情報については右記に示す、ノルウェー郵便PostenのHP (https://www.posten.no/en/customer-service/country-list-parcels-updated) からご確認ください。	1月7日
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニーオルスンから日本への発送が可能です。 ※発送に関する情報については、BringカスタマーサービスHP (https://www.bring.no/en/customer-service?_ga=2.268820593.1464018051.1628571276-1137923700.1627279925) からご確認ください。	-
DHL	国際宅配便	日本〜ニーオルスン間の輸送が可能です。ただし、国連番号がついている危険品は輸送できません。ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認する必要があります。	2020年 11月19日
FedEx	国際宅配便	日本〜ニーオルスン間の輸送が可能です。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため現地法人へ確認が必要です。	3月25日
SAS Cargo	国際航空貨物	7月12日よりスカンジナビア航空は、羽田〜コペンハーゲン間の運行を再開。航空貨物代理店より、航空貨物の輸送業務が可能との連絡あり。10月発送実績あり。	11月4日